



新潟市西区「近物レックス」構内に集合し、トラックの側面に横

近物レックス 8時30分集合

4月19日(日)、県春闘共闘会議主催の「トラック・ダンパレード」が取り组まれました。当日は晴れて、風も無く素晴らしい天気になりました。建交労新潟県トラック部会を中心に各労働組合から参加、全体で45名が結集しました。

地本組織強化・拡大 経験交流集会

6月20日



地本主催の「組織強化・拡大経験交流集会」を6月20日に開催します。具体的な企画が、決まりましたら紙面で連絡します。

多くの出席をよろしく御願います。



規制緩和で4万台だったトラックが2011年では6万3千台に台数が増えた。そのため厳しい賃金引下げが強行された。若い青年が入ってこない。運転手が減って欠員になっている。女性ドライバーは全体の2%をしめている。トラックドライバーの労働条件改善に向けてがんばっていきましょう。など、あいさつがありました。



断幕の貼り付け、のぼり旗の設置など作業を行い、10時から出発式を開催しました。

トラック・宣伝カー12台

今年は、トラック9台、宣伝カー3台の12台が新潟市中心部をパレードしました。今年も同時に、古町十字路で宣伝行動を展開しました。

出発式で決意表明

10時からの建交労・富井書記長の司会あいさつでスタートし、春闘共闘・佐藤議長、建交労・トラック部会・結城部会長のあいさつ、各団体から、近物レックス分会・友枝運輸分会・テーエス分会・越E X P支部・国労新潟地本・農民連・コープネットG労組・公務公共一般・私学・などそれぞれ決意表明がありました。



佐藤議長あいさつ

国内物流で、トラック輸送は9割をしめている、大黒柱だ。今年もトラック運転手の実態調査を実施した。トラックドライバーの労働条件は厳しい実態になっている。調査では、残業手当が付くことが判らなかつた・運転業務が長距離で自宅に帰れるのは週に2回程度・事故を起こすと損害は自己負担になる・賃金は労働内容に比べ極め

結城トラック部会長 あいさつ



て低いこと・などありました。その状況を打開していくため取り組みを広く進めていこう。すべての労働者の労働条件の改善。トラックパレードは、多くの課題を広くアピールする総行動だ。

総行ラッパピールド



NO. 846
発行
2015年
4月30日
国鉄労働組合
新潟地方本部
発行責任者
上石 昌彦
編集責任者
教 宣 部

県春闘総行動 トラック・ダンパレード

許すな！戦争をする国づくり

第4回立憲主義と 憲法9条を守る新潟県民の集い

5月23日(土) 13時15分～ 新潟県民会館

講師 小沢隆一さん
東京慈恵会医科大学教授
演題 「いま立憲主義と憲法9条
を守ることー戦争立法の動きに
抗して」



古町十字路で 宣伝行動

古町十字路では11時30分から13時
まで宣伝行動が展開されました。は
じめに、舟江瑞祥太鼓の演奏でスター
ト、各団体から「課題ごとの訴え」
がありました。



トラックパレードは11時30分に近
物レックスをスタートし市内中心部
を走行しました。そして、宣伝行動
が展開している古町十字路を通過し

パレードは

近物レックスく新潟バイパスく栗
の木バイパスく明石通りく東大通り
く万代橋く古町く昭和橋と走行し昭
和橋で流れ解散となりました。
宣伝行動とトラックパレード相互
に盛り上げて広く市民にアピールで
きました。



街頭宣伝行動が一段と盛り上がりま
した。

雇い止めを許さない ルールが法制化(19条)

反復・継続して更新がなされ
てきた有期契約労働者が、期間
満了時に更新を望めば、正当な
理由がない限り、会社は更新を
拒否できません。

有期契約者は、契約期間満了にな
り契約が終了しますが、①過去の反
復更新により事実上、無期契約とみ
なされる場合や②更新されるものと
期待することに合理的理由がある場
合には、その雇い止めが、「客観的
に合理的な理由を欠き、社会通念上
相当であると認められないとき」は
雇い止めは無効となります。

事業主が、18条の無期雇用転換義
務が生じるのを嫌い、契約更新時に
「今回で契約を最後とする」「次回
の更新はおこなわない」などの条項
を盛りこんだ契約書に同意してはな



りません。不更新条項を削除させて
契約を更新しましょう。

労働者が継続雇用の合理的期待を
持っていた場合には、使用者が更新
回数上限など(不更新条項)を一方
的に宣言しても労働者の雇用継続へ
の合理的な期待が失われることには
なりません。
実際に雇い止めがなされた場合や
「次の契約はしません」と言われた
時には、すぐにそれは困るというこ
とを書面で提出しておきましょう。



解雇権濫用法理とは
企業は自由に解雇できない

労働契約法16条は「解雇は客観的
に合理的理由を欠き、社会通念常相
当であると認められない場合はその
権利を乱用したものととして無効」と
しています。

編集後記

4月が終わろうとしています。時
間が過ぎるのが早く感じます。これ
から5月は新緑の季節です。
山は、今年は4月に入っても雪が
降り、例年より雪の量は多いと思っ
ます。山菜もシーズンですね。これ
からアウトドアですね。
花見は行きましたか？ 今年も行
けませんでした。車の窓から満開の
桜を見たくらいでしょうか。
来年は「緑色の桜」を見に行きた
いと思います。

